

第17回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和4年11月25日(金)午後3時00分～午後3時35分

2 開催場所 口之津公民館講堂

3 出席委員
(農業委員)

1番 太田香代子	2番 廣瀬博一	3番 伊崎美代子	4番 木下勝徳
5番 小川一英	6番 植木健太郎	7番 楠田耕三	8番 平 光正
10番 本多利任	11番 山下勝也	12番 山崎伸吾	13番 寺田健蔵
14番 水田 勇	15番 中村修治	16番 金子初夫	17番 馬場正国

会長 中川繁憲

(農地利用最適化推進委員)

19番 吉岡長久	20番 田中芳邦	21番 野原重光	22番 中山秀樹
23番 田中八郎	27番 内田一郎	30番 中村康弘	32番 石橋正浩
33番 山口俊一	35番 寺田俊秀	36番 末續公德	38番 岡田裕弥
40番 柴内成世	41番 三宅東英	42番 本多晋介	44番 山本敏晴
46番 相良栄一郎	47番 本田勝彦	48番 飛永敏博	

4 欠席委員
(農業委員)

9番 中野裕二

(農地利用最適化推進委員)

24番 本多正敬	25番 増田孝徳	26番 北岡新市	28番 末吉秀明
29番 神崎好史	31番 石橋浩昭	34番 松尾和昭	37番 原田久也
39番 浅田修弘	43番 宮崎 努	45番 宮崎陽一	

5 議事録署名委員 14番 水田 勇 15番 中村修治

6 事務局出席者 松尾 強 山本忠介 本多 守 円口智仁 塩田一幸

[日 程]

議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第73号 農用地利用集積計画の決定について
議案第74号 農用地利用配分計画(案)に係る意見について

そ の 他 ・農地法第18条第6項の規定による通知について
・使用貸借を解約した旨の通知について

・農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定による解約について

事務局（〇〇）ただいまから第17回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、9番中野委員、24番本多推進委員、25番増田推進委員、26番北岡推進委員、28番末吉推進委員、29番神崎推進委員、31番石橋推進委員、34番松尾推進委員、37番原田推進委員、43番宮崎推進委員、45番宮崎推進委員から欠席の届出が来ております。また、39番の浅田推進委員におかれましては、ちょっと遅れてくるということで報告がっております。出席農業委員数は17名で過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長 皆さん、改めまして、こんにちは。

本日は、第17回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆さん、大変お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

また、先ほど事務局から報告がありまして、山下委員が今年度の長崎県民表彰で消防・防災功労を受賞されました。誠におめでとうございます。山下委員の受賞は、長年の消防団活動のたまものであると思っております。改めて敬意を表すこととともに、今後ますますのご活躍を祈念申し上げます。

また、先ほど事務局から報告していただきましたが、秋の叙勲で旭日単光章をいただきました。この名誉は私個人のものではなく、現在まで私を支えていただいた農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんの協力のたまものであると肝に銘じております。今後ますます精進しようと決意したところでありますので、ひとつよろしく申し上げます。

さて、先月の総会時に、11月14、15日に西海市と武雄市に視察研修を行うように準備を進めておりましたが、バスの手配ができなく、やむなく延期しました。連絡が遅くなり、皆様には大変ご迷惑をおかけしました。視察研修につきましては再検討することになっておりますので、よろしくお願いいたします。

農業者年金部会では、農業者年金加入推進用の卓上のぼり作成、ひまわりラジオの広報活動も始まっており、来年3月まで放送される計画であります。寒さが厳しくなると思いますが、体調に十分注意しながら推進活動をお願いしたいと思います。

それでは、事務局長から農業委員18名中、出席委員が現在17名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

議事録署名人に14番水田委員、15番中村委員を指名いたします。

ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

それでは、**議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請について** 事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、私のほうから議案第72号 農地法第5条の規定によります許可申請について説明いたします。

2ページをお願いいたします。

番号1、譲渡人、大村市の〇〇、譲受人、布津町の〇〇、土地、布津町〇〇、地目、畑、地積が241平米となっております。転用の目的ですけれども、一般個人住宅、現在借り家住まいのため、持家を建築したいということでございます。権利の内容につきましては売買で、時期は許

可あり次第、期間は永久となっております。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われます。一般個人住宅、木造平家建て、建築面積は72.96平米です。進入口のみ最高0.3m切土します。ほかは現状のまま整地し、コンクリート舗装いたします。南側と東側はブロックとフェンスを設置し、土砂等の流出を防ぎます。雨水は、溜め枡を經由し道路側溝へ放流いたします。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽を經由して同じ道路側溝へ放流いたします。資金については、自己資金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。11月22日午前9時40分頃から、西有家の〇〇委員さんと〇〇委員、事務局3名で現場を見てまいりました。場所は国道251号線の布津町と有家町の境のところに〇〇という〇〇があります。そこから島原方面へ旧道を200mぐらい行ったところの道下になります。ここは海側になだらかに傾斜をしまして、ここ何年かは作付けされてなかったと記憶しております。北西側及び南西側は道路ですし、南東は宅地、北東側は次の案件で転用の申請が出されていますので、日照・通風に関しては問題ないだろうと思います。

また、雨水・排水につきましても、海側に住宅がありますけれども、そこに水が進入しないようにブロック塀を設置するということで、また、その海の右側に溜枡を造って、それから隣接する道路の側溝に流すということで、雨水・雑排水に関しても問題ないだろうと見てまいりました。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員さんの言われたとおり、対策は取られていたと思います。問題ないと思いました。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、3ページをお願いいたします。こちらの3ページの右下の図面の差し替えということで、別紙の土地利用計画図というのがありますので、そちらのほうと両方見ていただきたいと思えます。

それでは、番号2、譲渡人、大村市の〇〇、譲受人、布津町の〇〇、土地、布津町〇〇、地目、畑、地積が430平米。転用の目的が建設資材置場、建設業を営んでおり、資材置場が不足しているため、新たに資材置場を確保したいということでございます。権利の内容につきましては売買、時期については許可あり次第、期間は永久となっております。

本案件の農地区分は、先ほどと同様、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われます。番号1の、先ほどの案件の隣接地になります。資材置場の面積は430平米です。進入口のみ最高0.2m切土し、転圧をします。海側につきましては最高0.5m盛土し、コンクリートを設置して土砂等

の流出を防ぎます。雨水につきましては、溜め枡を經由して道路側溝へ放流いたします。資金につきましては、自己資金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。11月22日午前9時45分頃から、先ほどありました〇〇委員、〇〇委員、事務局3名で見えてまいりました。これは海側に勾配がついております。それで最初、真ん中を低くして浸透するというので雨水の解決をするということだったのですが、重機やトラックが入った場合、踏み固めて水が浸透しないので、そうした場合に住宅とか、その手前の道路に側溝がありませんので、それが流れて被害が起こります可能性があったので解決策を取ってくださいということで、この土地利用計画図というのが出されてきました。これを見ると、下のほうをかさ上げして、南側に溜枡を造って、先ほどの案件の向こうの道路のほうには側溝がありますので、そこまでパイプを通して流すということですので、仕方ないのかなと思います。皆さんの審議をよろしくお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、〇〇委員さんの言われたとおり、最初は雨水で問題あるかなということでしたが、検討して計画を変更されておりますので、いいのではないかなと思います。皆さん、よろしくお願いします。

議長 先ほど配られた図面のように、この南側に溜枡を設置して、道路側溝まで流すということですね。

皆さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、4ページをお願いいたします。

番号3、譲渡人が大阪府の〇〇、譲受人が西有家町の〇〇、土地が西有家町〇〇、地目が畑、地積が630平米となっております。転用の目的は農家住宅であります。現在の住居は奥まった山奥にあり崖崩れの危険地帯であるため、申請地を譲り受け住宅建築したいということでございます。権利の内容については売買、時期については許可の日、期間については永久となっております。

本案件の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますので第1種農地と思われませんが、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから例外規定に該当すると思われま。農家住宅、木造平家建ての建築面積は92.17平米と農舎、木造平家建ての建築面積46.57平米です。進入口のスロープ部分につきましては、中が9mの幅が6mになりますが、こちらはコンクリート舗装ということになっております。雨水は、溜め枡を經由して道路側溝へ放流します。汚水や雑排水につきましては、合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流ということになっております。資金につきましては、自己資金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。11月20日午前20分頃から〇〇委員、〇〇委員、事務局3名、計6名で現地調査してまいりました。場所は西有家町の〇〇の近くで、〇〇跡地の手前を右に二、三十m行ったところにあります。雨水・排水は道路の側溝へ流されるということで問題はありませんでした。日照も周りに家がなく、旧体育館と何も作っていない畑がありましたけれども、問題ないと見てまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。南側に農地がありますが、雨水等が行かないように北側に勾配を取って流すようにという話でしたので、何ら問題はないと思います。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 先ほど〇〇委員さんが言われたとおり、この下側に農地があります。もし家が建てるのであれば、隣接する農地の所有者に同意を取ってくれということをお願いしていたのですが、取られていますか。

議長 どうですか、事務局。

事務局(〇〇) ご説明いたします。先ほど言われた北側と南側の農地につきましては、行政書士を通して確認したところ、両方から同意を得られたということでございます。

〇〇番〇〇委員 分かりました。

議長 ほかに皆さんからのご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第73号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、5ページをお願いいたします。

議案第73号 農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が新規4件、6,301平米、再設定が16件、3万5,826平米の計20件の4万2,127平米です。使用貸借権は、今月はゼロ件です。

そして、7ページのほうを見ていただきたいと思いますが、権利の種類が所有権のほうですけれども、所有権移転、売買が3件書いてありますが、番号21番につきましては取下げ書が11月24日付で提出されておりますので、この案件は削除になります。所有権移転は売買のみが2件の1,756平米です。中間管理事業の一括方式分につきましては、新規の賃貸借権のみが3件、合計が7,293平米となっております。

それでは、個別の案件について朗読いたします。なお、再設定及び一括方式については朗読を割愛させていただきます。

それでは、5ページをお願いいたします。

(議案第73号 賃貸借権 番号1～4新規設定、所有権移転 番号22～23を朗読)

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしていると思われまます。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等ありませんか。一括方式も含めてです。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、議案第73号の農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

次に、**議案第74号 農用地利用配分計画(案)に係る意見について** 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、9ページをお願いいたします。

議案第74号 農用地利用配分計画(案)に係る意見について説明いたします。

本案件は使用貸借件が1件の1,975平米となっております。

それでは、朗読いたします。

番号1、西有家町の〇〇、土地が西有家町〇〇、畑、面積が1,021平米と、同じく〇〇、地目が畑の面積が954平米の2筆を西有家町の〇〇へ。開始が令和5年1月10日から、終わりが令和6年11月30日までの使用貸借権の設定となっております。以上でございます。

議長 この議案に対してご意見、ご質問等はありませんか。特に配分を受けられる方についてご意見等はありませんか。西有家の方ですので、特に西有家の委員さんならご承知じゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 よろしいですか。ご意見がありませんので、農用地利用配分計画は妥当として報告してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用配分計画は妥当として報告いたします。

次に、10ページ、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

11ページ、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、これもご覧ください。

12ページ、**農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定による解約**についてですので、これもご覧ください。

以上で議案の審議は終わります。